

東京都島しょ地域外の医療機関への通院に係る交通費等の補助に関する条例（案）

（目的）

第一条 この条例は、島しょ地域外の医療機関に通院する患者等及びその付添人が負担する交通費等を島しょ地域の町村（以下「町村」という。）が助成するために必要な経費を、東京都（以下「都」という。）が補助することにより、患者等及びその付添人の経済的負担を軽減し、良質かつ適切な医療を受ける機会を確保することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 島しょ地域 大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村の区域をいう。
- 二 島しょ地域外の医療機関 島しょ地域を除く国内の地域に存する医療機関をいう。
- 三 患者等 島しょ地域に居住する患者、妊産婦その他東京都規則（以下「規則」という。）で定める者のうち、島しょ地域外の医療機関に通院する必要があると居住する町村の長が認めるものをいう。
- 四 付添人 島しょ地域外の医療機関に通院する患者等に付添いが必要であると居住する町村の長が認めた場合における、当該患者等に付き添う者のうち一名をいう。
- 五 交通費等 船賃、航空賃及び宿泊費をいう。

（都の措置）

第三条 第一条の目的を達成するため、都は、町村に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

（補助の対象）

第四条 この条例による補助の対象となる島しょ地域外の医療機関への通院に係る交通費等は、次の各号に定め

る額の合計額とする。

一 船賃 島しよ地域を発着する船舶に乗船するために支払う運賃の二分の一に相当する額

二 航空賃 島しよ地域を発着する航空機に搭乗するために支払う運賃の二分の一に相当する額

三 宿泊費 一泊当たりの宿泊費と一万六千円とのいずれか低い額の二分の一に相当する額に通院に要する宿泊数を乗じて得た額

2 前項第一号及び第二号における運賃の等級は、規則で定める。

(補助金の交付申請)

第五条 この条例による補助金の交付を受けようとする町村は、規則の定めるところにより、知事に申請しなければならぬ。

(補助金の交付決定等)

第六条 知事は、前条の申請があつたときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付を決定し、町村に通知するものとする。

2 知事は、前項の交付の決定に当たり、必要な範囲内において条件を付することができるものとする。

(補助金の返還)

第七条 知事は、町村に補助金を交付した後、当該補助金を返還すべき事実を確認したときは、当該町村に対し、その返還を請求することができる。

(報告及び調査)

第八条 知事は、必要があると認めるときは、町村に対し、補助金の執行状況について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和五年十月一日から施行する。

(提案理由)

島しょ地域の住民が、良質かつ適切な医療を受ける機会を確保するため、町村に対し補助金を交付することに
より、島しょ地域外の医療機関に通院する際の交通費等の負担を軽減する必要がある。